

名誉町民審議会 会議結果

- 1 日時 令和5年9月6日(水)14時00分～14時45分
- 2 場所 役場3階 第2会議室
- 3 出席者 中澤町議会議長、三熊教育長職務代理、松本選挙管理委員会委員長、西木ふらの農協北エリア運営委員長、江島商工会副会長、菊地住民会連合会長(欠席委員1名)
齊藤町長
事務局 北川総務課長、谷総務班主幹、大井主事 3人 合計10人

4 会議の概要

- 1 委嘱状の交付
- 2 町長あいさつ
- 3 議題

(1)会長の選任について

会 長:西木北エリア運営委員長
副会長:江島商工会副会長

(2)上富良野長名誉町民の推挙について(諮問)

諮問の内容について事務局より説明。
説明を受け各委員より意見等

委員：功績は素晴らしく申し分ない。議会においても全会一致が望ましいが、被推挙者に関しては、現在も裁判を抱えていることが心配される。裁判の判決が出てからの時期にした方が良いのではないか。

委員：裁判の関係は、経過を知らないので判断しかねるが、これまでの功績で判断すれば十分認められると考える。

委員：歴代の受章者と比較しても問題ないと考える。

委員：裁判の関係が引かかるが、功績については素晴らしい。

委員：功績等については問題なく、名誉町民に十分値すると考える。

会 長：功績については、満場一致ということで良いかと考えるが、この裁判の関係について事務局から説明等あればお願いしたい。

町 長：裁判については、終わりのタイミングが決まっていないことについては事実であるが、被告は、被推挙者ではなく町(現町長)であり、刑事事件ではないため賞罰に影響することではないことをご理解いただきたい。

委員：名誉町民に関する事務手続きは、今後どのように進められるか。

事務局：次回の審議会で答申書について審議し、完成した答申書に基づいて議会へ議案を上程する。

- 委員：このような表彰の案件について議会では全会一致で議決することが望ましい。先月の選挙で当選した新人議員が5名おり、彼らの考え方もまだ分からない。
- 委員：この審議会の委員は、町の代表者として招集されていると認識している。審議会が委員の満場一致で決定した事項であるという重さを議会ではそのように受け取らないのか。
- 委員：審議会で決定されたことに対してはもちろん尊重するが、議場での採決は、最終的に議員個々の判断となる。全会一致が望ましいので、そこを心配している。
- 委員：議会の委員会には、まだ説明はしていないのか。
- 事務局：審議会で決定し、答申書が完成した次の段階で議会への説明となる。臨時会前に全員協議会で議員に説明し、予めご理解をいただくよう進めることとしたい。
- 町長：議員に対しては、私からも説明させていただきたい。議員個々の判断や考えはあるかと思うが、今後における判断基準が揺らいでしまう恐れもある。被推挙者の功績等により正当な判断をいただきたい。
- 委員：裁判の被告は町ということだが、町民の中で噂もあり、町民を背負う議員の立場としてどのように判断してよいか心配するところである。
- 町長：噂等の個人の感情的な部分もあるかと思うが、審議会としても議会としても功績を讃えるようであってほしい。
- 委員：裁判が終わるまでに名誉町民の手続きを急ぐ理由があるのか。
- 町長：裁判の最中でもこれまでに令和3年度に国の叙勲、令和4年度に町の表彰を受けており、本年度名誉町民に推挙したいということで、年次で順番に受賞されるのが妥当だと考えている。
- 会長：功績については問題なく、町長から説明があり、過去の受賞歴と連動して年次で受賞するのが良いのではないかとということであった。審議会としてもはっきりと色をつけなければならない。満場一致で推挙するというので決定してよろしいか。
- 委員：異議なし(全委員)

4 その他

- 事務局：次回の審議会は、9月25日(月)10時から役場3階第2会議室で行う。答申書(案)について事前に会議案内と一緒に送付させていただく。
- 委員：名誉町民の表彰は、11月3日文化の日に行うという認識でよろしいか。
- 事務局：その予定で進めているところである。